

# 〔しんきん個人カードローン・ローンカード規定〕（定例返済型）

上田信用金庫

## 第1条（カードの発行）

当金庫は「カードローン契約規定」（以下「契約規定」という）に定められた取引に使用するカードローンカード（以下「カード」という）を発行し本人に貸与するものとします。

## 第2条（カードの利用）

カードは、次の取引を行う場合に利用することができます。

- 1 当金庫または当金庫と現金預入支払業務を提携した金融機関等（以下「預入支払業務提携先」という）に設置の現金自動支払機・現金自動預入支払機等（以下「自動機」という）を使用したカードローン借入金の入出金（以下「入出金」という）および残高照会。
- 2 当金庫と現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払業務提携先」という）に設置の自動機を使用したカードローン借入金の出金および残高照会。

## 第3条（手数料）

- 1 自動機を使用して入出金するときは、ご利用の都度所定の手数料を支払ってください。
- 2 前項の手数料については、入出金時に自動的にカードローンにより貸越を行います。なお、預入支払業務提携先または支払業務提携先（以下「提携先」という）には、当金庫から支払います。

## 第4条（カードローン借入金の出金）

- 1 自動機を使用して出金するときは、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号と金額を入力してください。この場合、支払請求書の提出は必要ありません。
- 2 自動機による出金は、自動機の機種により当金庫または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの出金は、当金庫または提携先所定の金額の範囲内とし、1日あたりの出金は当金庫所定の金額の範囲内とします。

なお、この場合、出金金額と前条の手数料金額との合計額が出金することのできる金額を超えるときは出金することができません。

## 第5条（カードローン借入金の入金）

- 1 自動機を使用して入金するときは、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカード（またはカードと通帳）を挿入し、現金を投入して操作してください。
- 2 自動機による入金は、自動機の機種により当金庫または預入支払業務提携先所定の金額単位とし、1回あたりの入金は当金庫または預入支払業務提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

## 第6条（自動機故障の取扱い）

- 1 停電、故障等により自動機による入出金ができないときは、窓口での営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより入出金することができます。
- 2 前項により入出金する場合は、当金庫所定の手続きに従ってください。

## 第7条（カード・暗証番号の管理等）

- 1 カードは他人に使用されないように保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによるカードローン借入金の出金の停止の措置を講じます。

この通知の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 第8条（届出事項の変更等）

カードの紛失、盗難、または氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、当金庫所定の手続きにより直ちに当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、

当金庫は責任を負いません。

## 第9条（カードの再発行）

カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

## 第10条（暗証番号の照合等）

- 1 自動機によりカードを確認し、自動機操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認してカードローン借入金の出金をした場合には、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫および提携先は責任を負いません。
- 2 第6条第1項により当金庫が窓口においてカードを確認し、所定の用紙に記入された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いした場合にも、前項と同様とします。

## 第11条（自動機の操作等）

- 1 自動機の使用は所定の要領に従い正しく操作してください。
- 2 自動機の使用に際し、金額、暗証番号等の誤操作により発生した損害については、当金庫は一切の責任を負いません。なお、提携先の自動機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

## 第12条（カードの期限）

契約規定に定める当金庫との約定によりカードローン契約が終了する場合には、その時からカードは無効となり以後一切使用できません。

## 第13条（カードの返却・利用停止等）

- 1 カードローン契約の解約または終了ならびにカードの利用を取り止める場合は、カードを当金庫に返却してください。
- 2 カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当金庫から請求があり次第、直ちにカードを当金庫に返却してください。
- 3 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できた時に停止を解除します。
  - ① 次条に定める規定に違反した場合
  - ② 当金庫が別途表示する一定の期間に入出金がない場合
  - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

## 第14条（譲渡、質入れ等の禁止）

- 1 カードの所有権は当金庫に帰属するものとします。
- 2 カードは譲渡、質入れ、貸与または他人に占有させることは一切できません。

## 第15条（カード発行手数料）

カードの発行・再発行にあたっては当金庫の定める（再）発行手数料をお支払いいただきます。

## 第16条（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、当金庫の定める契約規定の各条項により取扱います。

## 第17条（規定の変更）

- 1 当金庫は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定または借入要項中の定め（利率、返済額、返済日に関する事項は除く）を変更する必要があるときには、民法584条の4の規定に基づいて変更できるものとします。
- 2 当金庫は、第1項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により、周知するものとします。

以上

(2020.4) 2510